

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（平成19年3月12日京都市条例第26号）（建設局水と緑環境部緑政課）

寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げることとしました。

基金名	改正前	改正後
篤志緑化・公園管理基金	68,430,647円	68,749,747円

この条例は、平成19年3月12日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月12日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第26号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項中「68, 430, 647」を「68, 749, 747」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)